

## V 機械器具貸与仕様書

第1条	適用	V-1
第2条	貸与期間	V-1
第3条	貸与料	V-1
第4条	貸与	V-1
第5条	管理業務	V-1
第6条	請負者の責任	V-2
第7条	返納	V-2
第8条	その他の事項	V-2

## 第1条 適用

本仕様書は、首都高速道路株式会社が管理する機械器具（以下「機器」という。）を契約書類に基づき、請負者に貸与する場合に適用する。

## 第2条 貸与期間

- 1 貸与期間は、原則として1年以内とし、具体的な期間については、貸与の必要が生じた都度設定するものとする。
- 2 請負者は、前項の貸与期間満了後、さらに継続貸与を受ける場合は、改めて発注者に対し、貸与手続きを行わなければならない。
- 3 請負者は、貸与期間中であっても、貸与された機器を使用する必要がなくなったときは、速やかに発注者に返納しなければならない。
- 4 災害、その他やむを得ない事情により、発注者において機器が必要となったときは、貸与期間満了前であっても、請負者は、当該機器を返納しなければならない。

## 第3条 貸与料

この仕様書による機器の貸与は無償とする。

## 第4条 貸与条件

- 1 請負者は、貸与された機器を、使用目的以外の用途に使用してはならない。
- 2 不可抗力によって貸与された機器に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に**通知**しなければならない。また、その損害による費用負担については、両者協議して決定するものとする。
- 3 請負者は、故意又は過失により貸与された機器が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 4 機器の日常点検を除く法定点検は、発注者が行うものとする。

## 第5条 管理業務

- 1 請負者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の2に基づき安全運転管理者等を選任し、その資格証の写しを添付した書面をもって、発注者に**通知**しなければならない。
- 2 前項に規定する安全運転管理者等は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の13に基づき、運転に係わる管理・指導及び機器の点検等、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 請負者は、機器の使用に当たっては、所定の免許所持者で、かつ、十分な経験を有する者に使用させなければならない。

- 4 請負者は、発注者の許可なく機器について改造・修理などを行ってはならない。
- 5 請負者は、機器使用日の終了後、当該機器に備えた運転記録簿（別記参考）に、当日実施した管理業務の内容について、記載しなければならない。
- 6 **請負者は**、当月の最初に、前月の当該機器の運転記録を機器使用実績簿（別記様式—1）に記載の上、発注者に**提出**しなければならない。
- 7 請負者は、機器点検記録簿（別記様式—2）を機器に備え、始業点検及び終業点検結果を記載するものとし、異常個所を発見したときは、発注者に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。
- 8 請負者は、機器に重大な事故が生じたときは、ただちにその事実及び事由を発注者に**報告**し、その**指示**に従うものとする。

## 第6条 請負者の責任

- 1 請負者の責に帰すべき事由により生じた機器修理等の費用は、請負者が負担しなければならない。
- 2 請負者は、貸与に係わる機器の一切の事故等について全責任を負うものとし、その状況および措置法について、遅滞なく発注者に**報告**しなければならない。

## 第7条 返 納

- 1 請負者は、第2条の各項により返納するときは、所定の手続きを経て速やかに返納しなければならない。
- 2 請負者は、機器の使用を完了（連続した使用日の最終日）したときは、発注者の指定する職員及び請負者立会いの上、当該貸与機器の整備状況の**確認**を受けるとともに、車両等の外観等について、CD-R 又は CD-RW 等の電子媒体に記録し、発注者に**提出**しなければならない。
- 3 請負者は、機器を返納するときは、当該機器の清掃及び整備を行い、また、燃料等の補充を行った上で、機器返納書を発注者に**提出**しなければならない。

## 第8条 その他の事項

請負者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 燃料・油脂類等は、請負者が負担すること。
- (2) 機器の運搬費及び格納に要する費用は、請負者が負担すること。
- (3) 使用期間中の修理状況及び不良個所並びに取扱いに対し注意する必要があるときは、書面をもって発注者に**報告**すること。
- (4) 緊急事態発生（事前の危険防止等を含む）のため、機器の使用を必要とするときは、発生後、直ちに発注者の**承認**を得て使用することができる。ただし、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。